

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額（18年度）

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	有罪に係る人員及び金額				
										人 員	金 額			
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	X	百万円	申告所得税
		3	5	8	X	-	-	X	6	6		131		
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	百万円	法人税
		5	7	12	7	-	-	5	7	7		75		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	X	百万円	その他
		3	3	6	X	-	-	X	3	3		36		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	7	百万円	合 計
		11	15	26	17	-	-	9	16	16		242		

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。

2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数(18年度)

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		7		2
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	6		7		4

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(18年度)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税			地方道路税	石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 等 酒 類	酒 類 等 酒 類														酒 類 等 酒 類
製 造 者	販 売 業 者	製 造 者	販 売 業 者	製 造 者	販 売 業 者	製 造 者	販 売 業 者	製 造 者	販 売 業 者	製 造 者	販 売 業 者	製 造 者	販 売 業 者					
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
		外	-	2	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-			
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 税 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 税 額	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	390	390	-	390	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注)

- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況（続）

区分			石油石炭税			たばこ税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越 処理未済	要件 処 理 数
		検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	通告処分	処 理 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前公訴権消滅		
本年度未 処理未済件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 処 分 額 相当	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	390	通 告 処 分 額 相当		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	930			

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注)

- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
		免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越処理未済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前年度からの 繰越処理未済	要 履 行 件 数	
	通告処分	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		通告処分
	計	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		計
履 行 等 件 数	通告不履行 による告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 による告発	
	通告後 訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴訟権消滅	
	通告履行	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	通告履行	
	計	外	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円 -	千円 -	千円 390	千円 390	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 390	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	
		外	-	410	520	930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	930		

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの																	
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																								
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	602,470	-	-	外1 1	602,470	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	462,613	-	-	外2	-	-	-	外2	462,613	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	462,613	-	-	外3 1	602,470	-	-	外3 3	1,065,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件外-	第15条第1項第1号	件外-	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第3号	-	" 第3号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	" 第4号	-	" 第4号	-
" 第4号	-			" 第4号	-				
合計	件外-	合計	件外-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件-	第14条第1項	件-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
" 第2号	-	第15条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	" 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	" 第2号	-
				第24条	-	" 第2号	-	" 第3号	-
				第25条第1号	-	" 第3号	-		
				" 第2号	-				
				" 第3号	-				
				" 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				" 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。